

# 第9回「まち・ひと・しごと創生会議」資料



平成28年5月20日（金）

（公社）日本ニュービジネス協議会連合会

会長 池田 弘

# 地方でのリスクマネーの供給について

## 1) エンジェル税制の適用範囲を緩和する

- 出資者 : 個人の出資だけではなく、地方の中堅・中小企業の出資まで拡大  
投資対象 : 独立系ベンチャーだけではなく、一定の経営の独立性が認められる  
ファミリービジネス (FB) 子会社も含める  
対象エリア : まず投資対象を国家戦略特区内に限定  
⇒効果や課題をみて全国へ展開

【ご参考】H28年度より、国家戦略特区内に限り、投資対象となるベンチャー企業の条件の一部緩和が決定 (高度医療研究・高付加価値農業 : 設立要件3年未満⇒5年未満、利益要件直前期赤字⇒営業利益率2%以下、など。中小企業要件あり。)

## 2) 産業競争力強化法の認定ファンド (通称“旦那ファンド”) の最低規模要件を現状の20億円から5億円に引き下げる

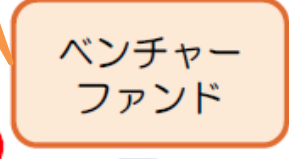
⇒各地域に“旦那ファンド”を設立し、地方の起業やイノベーションを支援。

【ご参考】**旦那ファンド**とは：産業競争力強化法に規定された「企業のベンチャー投資促進税制」の認定ファンドの呼称。主として事業拡張期にあるベンチャー企業に投資するファンドであって、産業競争力強化法に基づき経済産業大臣から投資計画の**認定を受けたファンドを通じて出資する企業が、出資額の8割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入**できる制度。

広く地方の企業が出資しやすいようにし、認定ベンチャーファンドを増やす



産業競争力強化法  
認定

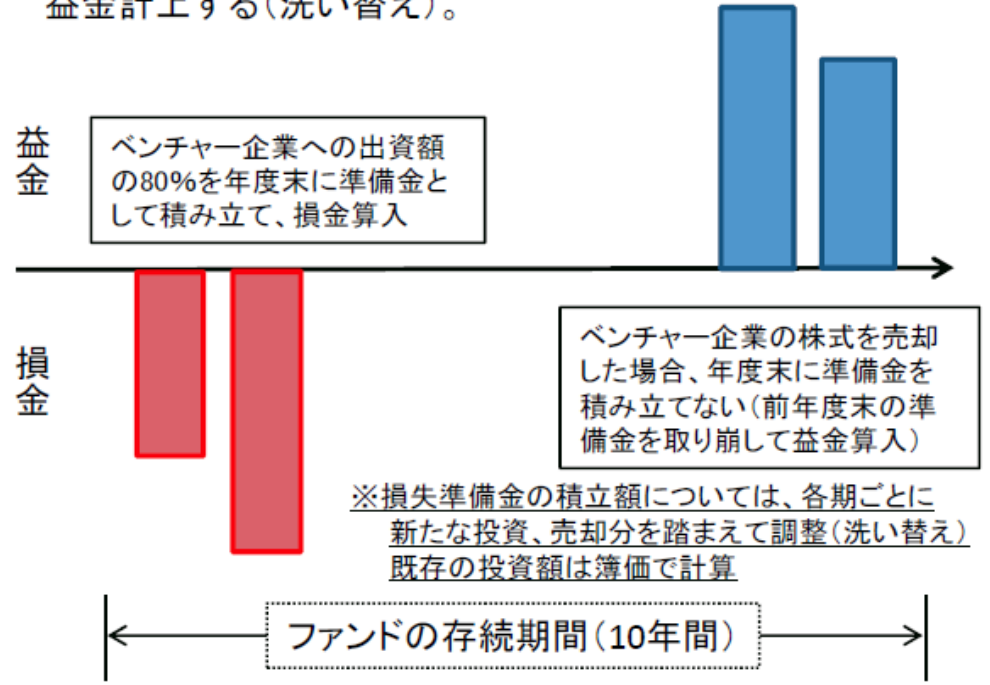


出資・ハンズオン支援



事業拡張期にあるベンチャー企業

- ① 企業が、ベンチャー企業への出資額の**80%**を上限に、「損失準備金」を積み立て、損金計上する。
- ② 各期ごとに新たに投資又は売却した分を調整し、損金又は益金計上する(洗い替え)。



※産業競争力強化法施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月末までの約3年間でファンドを認定。認定ファンドの存続期間中は措置が継続。

### 3) 官民ファンドのリスクマネー供給機能を地方創生に最大限活かす。



各官民ファンドは、成長戦略への貢献を一層促す観点から、民間単独で取ることの難しいリスクを取った投資を実行し、民間資金の呼び水機能を果たすように求められている。

さらに、地方への投資や人材育成を積極的に推進するべく、具体的数値目標をKPIに盛り込んでいる。地方の自治体や金融機関、企業団体、大学等は、起業やイノベーションを促進する上で、もっとこうした官民ファンドの役割を活かして地方創生に役立てるべきである。

4) 地方への移住の受け皿として新規雇用を創出した事業会社（株式会社など）へU・Iターンで就職した人に対して補助金を国や自治体は出している、しかし現状は、NPO、学校法人、社会福祉法人、公益法人などへの就職は補助の対象にならない場合が多い。地方への移住などを促進されていることを鑑み、補助の範囲を法人全般に対象を拡大すべきである。

5) 地方の中堅・中小企業の多くはファミリービジネス（FB）である。単独でベンチャーを行おうとしても成功する確率は高くないが、ファミリービジネス（FB）が支援すれば成功する可能性も高まり、地方での雇用の増加も期待できる。現状、ファミリービジネス（FB）が自らイノベーションをおこそうとしても、子会社の形で事業を行っていることなどで補助金がでていない。この制度の改善を検討するべきである。